1. 重点地区 野洲駅南地区

(1) 景観形成図

区域全体(中山道沿道を除く)の景観形成図



区域全体(中山道沿道を除く)の店舗等が集積する区域の景観形成図



中山道沿道の景観形成図



(2) 行為の制限に関する事項(景観形成基準)

	区域全体(中山道沿道を除く)	中山道沿道	
1 敷地内にお ける位置 建築物の 新築、			
	(5)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生か う配慮すること。		
増築 また は 改築	(1)周辺景観との調和に配慮し、全体的にま (2)周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の 勾配のある屋根を設けること。 (3)勾配屋根は、原則として、適度な軒の出	形態の屋根を持った地区では、原則として、	
ld 改 築	-	(4)周辺の建築物と調和した屋根(勾配、向き)等とし、連続した町並みを乱さないよう努めること。	
	⑸屋上に設ける設備は、できるだけ自立だ よび周辺景観との調和に配慮したものとす 置を講じる等修景措置を図ること。	ない位置に設けるとともに、建築物本体おること。これにより難い場合は、目隠し措	
意匠	(3)周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難い場合にはこれを模した	王感および圧迫感を軽減するよう努めること。 (4)昔ながらの町並みの面影が感じられる 意匠とし、これにより難い場合にはこれを	
色彩	ものとすること。 (1)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。	茶系色等の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図	
	(3)外観および屋根の基調色は、次のとおり 色相 0.1 R ~10G 明度 3 以上 彩度 6 以下	色相 0.1 R ~10G 明度 3 以上 彩度 3 以下	
	色相 0.1 B G~10 R P明度 3 以上 彩度 3 以下無彩色 明度 3 以上	●相 0.1 B G~10 R P 明度 3 以上 彩度 3 以下 無彩色 明度 3 以上	
	場合においてはこの限りではない。 (4)色彩を組み合わせる場合は、建築物に落	る場合や周辺景観と調和すると認められる	
	う十分考慮すること。	る場合は、対比調和の効果が発揮できるよ	
素材	(1)周辺景観になじみ、かつ、耐久性および (2)冷たさを感じさせる素材または反射光の することは避けること。 (3)周辺の建築物と同様の素材とすること。	ある素材を壁面等の大部分にわたって使用	
#h +h 0 43 /L	ただし、これにより難い場合はこれを模し た素材とすること。	用い、周辺景観との調和が図られるよう配 慮すること。	
敷地の緑化 措置	う、樹種の構成および樹木の配置を考慮し (4)大規模建築物にあっては、周囲に与える う、その高さを考慮した樹種および樹木を	中高木や生垣による緑化に努めること。 の形成および周辺環境との調和が図れるよ た植栽を行うこと。 威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよ	
樹木等の保 全措置	(1)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内に	ある場合は、当該樹木を修景に生かせるよ場合は、移植の適否を判断し、できるだけ 管理を行い、樹勢の回復に努めること。	
2 建築物等の移転 3 建築物等の外観を 変更することとなる 修繕または模様替え	それぞれ該当する建築物等の敷地内の位置 それぞれ該当する建築物等の形態、意匠お	および敷地の緑化措置の基準による。	
4 建築物等の外観の色彩の変更	それぞれ該当する建築物等の色彩の基準に	よる。	

	区域全体(中山道沿道を除く)	中山道沿道	
5 大作物 (垣	(1)道路の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 (2)原則として、道路から2メートル以上後退すること。ただし、芸術性および公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等は、この限りではない。 (3)電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、極力目立たない位置となるよう配慮すること。また、できるだけ道路の路面には設置しないよう努めること。		
形態・意匠	(1)できるだけすっきりとした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとすること。 (2)平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。 (3)電柱の形態は簡素化を図ること。		
他 し れ ら に 類	原則として、周辺景観になじむ形態および しないこと。これにより難い場合は、道路 講じること。ただし、芸術作品展等の開催 りではない。	意匠とするとともに、けばけばしい色彩とから容易に望見できないよう遮へい措置をに伴い一時的に設置されるものは、この限	
の • 門		緑化に努めること。 別辺環境との調和が得られる樹種とすること。 本により周辺景観との緩衝帯となる植栽を	
・ 嬢 を 除 く) 樹木等の保 全措置	樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にあ 配慮すること。ただし、これにより難い場 の周辺に移植すること。移植後は十分な管	る場合は、この樹木を修景に生かせるよう 合は、移植の適否を判断し、できるだけそ 理を行い、樹勢の回復に努めること。	
6 垣、さく、へ いその他これら に類するもの 7 門	(2)道路に面して設ける場合は、できるだけ (3)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落) 況との調和が得られるものとすること。	調和の得られる形態および意匠とすること。 樹木(生垣)によること。 ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状 和の得られる形態および意匠とするととも	
8 擁 壁	に、落ち着いた色彩とすること。 (1)道路に面して設ける場合は、できるだけ (2)できるだけ石材等の自然素材を用い、これ こと。これらの素材を用いることができない。	1により難い場合はこれを模したものとする	
9 屋外における物件の堆積	(1)道路側の敷地境界線からできるだけ多く (2)原則として、道路から2メートル以上後 (3)遮へい措置を要するものの集積または貯蔵 (4)事業所における原材料・製品、スクラッ 積または貯蔵にあっては、外部から容易に 特に、道路に面する部分にあっては、でき こと。 (5)農林水産品置場、商品の展示場等は、物	後退すること。 退すること。 遠の高さは、できるだけ低いものとすること。 プ等または建設工事等における資材等の集 望見できないよう遮へい措置を講じること。 るだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じる	
	う敷地の利用を考慮すること。ただし、こできるだけその周辺に移植すること。 ること。 (7)植栽に当たっては、自然植生を考慮する種とすること。	ある場合は、当該樹木を修景に生かせるよれにより難い場合は、移植の適否を判断し、後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努め とともに、周辺環境との調和が得られる樹	
10 土地の開墾 その他土地の形質の変更	は土羽によるものとすること。やむを得す必要最小限のものとすること。 (3)のり面が生じる場合にあっては、周辺景び中高木の植栽等必要な緑化措置を講じる (4)駐車場を設置する場合にあっては、敷地間においても中高木を取り入れた修景緑化	きるだけ少なくするとともに、のり面整正 擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、 観および周辺環境に配慮し、芝、低木およ	

(3) 景観形成基準の解説 (建築物に関する事項)

① 敷地内における位置

■ 道路敷側の敷地境界線からできるだけ多く後退する。

- ・ゆとりある緑豊かな沿道景観を形成するため、道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退し、建築物等の周囲にはできるだけ多くの空地を確保しましょう。
- 外壁と道路の距離は、区域全体では、原則2メートル以上確保しましょう。ただし、土地利用上または周辺既存建築物との整合性などから困難な場合や不適切な場合はこの限りではありません。

◇外壁の後退距離2メートルについて

- 一般住宅程度の規模で考えた場合、軒の出を約60センチメートルと考え、残地1.4メートルには生垣や中木程度の植栽が可能と考えられます。
- 壁面の後退距離は原則2メートル以上としますが、道路に近接した位置に壁面を有する建物が集積している商業集積地などでは、壁面線の連続性が途切れ、街並みが乱れてしまいますのでこの基準は適用しないこととします。
- ・中山道沿道においては、壁面位置が道路に面しているものや離れているものが混在していますが、連続性のある町並みを形成していくため、周辺の建築物などの壁面線にあわせた壁面位置にしましょう。

◇中山道沿道の壁面の位置

- ・中山道沿道は、街道筋の多くでみられる道路に面して建物が立ち並ぶ町並みではなく、壁面が道路から離れた位置にありその間に植栽が施されるものと、壁面位置が道路に面しているものとが混在した景観となっています。
- ・そのため、一律に壁面位置を揃えるのではなく、周辺の 建築物などの壁面線にあわせましょう。

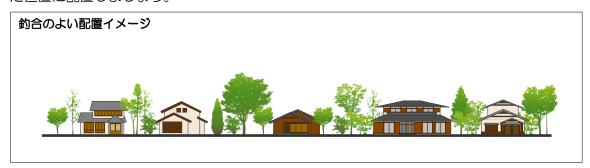


緑豊かな景観を形成するため、敷地内の空地には植栽を施しましょう。



■ 敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置する。

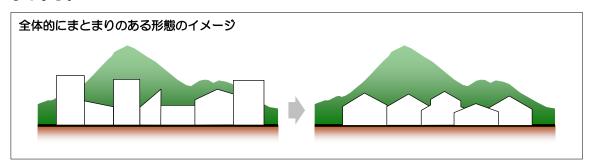
- ゆとりとまとまりのある景観を形成するため、新たに建築する建築物を敷地内の既存建築物 や工作物の規模等に配慮した位置に配置しましょう。
- ・敷地内にある樹木を修景に生かせるように配置しましょう。
- 街並み全体の景観の向上を図るため、周囲の地形や建築物等の位置、形態、規模等に配慮した位置に配置しましょう。



2 形態

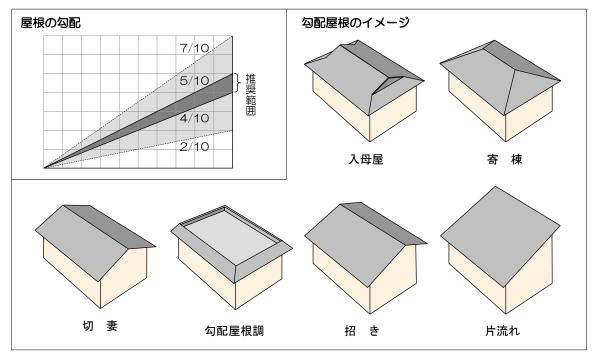
■ 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。

- 落ち着きのある景観を形成していくため、周辺の既存建築物などに配慮した形態にしましょう。
- 同一化した形態ばかりだと、味わいのない街並みになってしまうため、周辺景観との調和に配慮しつつ、ある程度の変化をもたせながら、既存建築物との連続性が感じられるようにしましょう。



■ 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区では、原則として勾配のある屋根を設ける。

- 中山道沿道など比較的勾配屋根が多い地区では、勾配屋根の連続する景観を形成していくため、勾配屋根や勾配屋根調の屋根にしましょう。
- •屋根の勾配の基準は、原則2/10~7/10 とし、4/10~5/10 を推奨します。
- 屋根の勾配が3/10以下または6/10以上の場合は変更をお願いすることがあります。
- ・勾配のある屋根の設置が必要のない地区においても、勾配屋根や勾配屋根調の設置に努めましょう。
- ・勾配のある屋根には入母屋、切妻などの形態の屋根がありますが、片流れ屋根は入母屋、切妻などの設置の必要がある地区にふさわしくないため、招き屋根にするなどの工夫が必要です。
- **◇周辺の建築物の多くとは**: 建築物の敷地境界線から30 メートル以内にある主要な建築物の7 割以上をいいます。



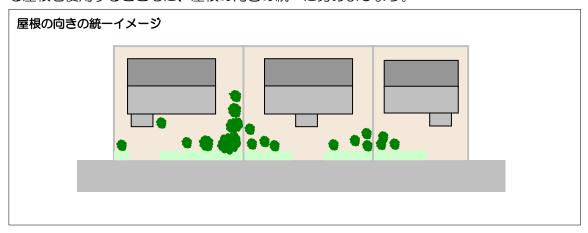
■ 勾配屋根は、適度な軒の出を設ける。

- ・勾配屋根に適度な軒の出を設けることによって、安定感のある景観を形成できます。また、 その陰影効果により、表情のある景観の形成に寄与します。
- 軒の出は 75cm 以上を推奨します。軒の出が 25cm 以下の場合は変更をお願いすることがあります。
- ・なお、建築物群として一つの景観を形成する場合や、敷地に余裕がない場合など物理的に制 約がある場合はこの限りではありません。



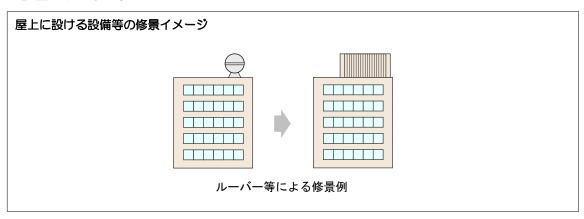
■ 周辺の建築物と調和した屋根等とし、連続した町並みを乱さないよう努める。

・中山道沿道においては、町並みの連続性を乱さないよう、周辺の建築物と調和した勾配のある屋根を使用するとともに、屋根の向きの統一に努めましょう。



■ 屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および 周辺景観との調和に配慮したものとする。

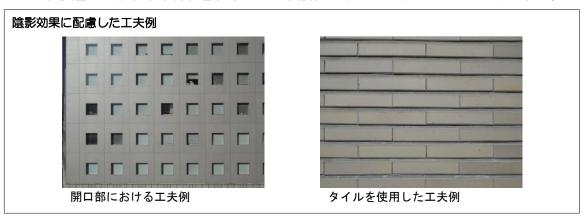
- 高架水槽やクーリングタワーといった設備類が屋上に露出していると、景観が損なわれることがあります。そのため、屋上に設ける設備等は、できるだけ望見されない位置に配置するか、目隠し措置やルーバー等による遮へい措置を施しましょう。
- アンテナ設備も景観を阻害する要因となるので、できるだけ公共空間から直視できない位置に設置しましょう。



③ 意匠

■ 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮する。

• 大規模で平滑な壁面は、味気ない印象をあたえます。これを軽減させ、良好な景観を形成するため、表面上の形状や素材、色彩などにより陰影効果を生じさせるようにしましょう。



■ 中山道沿道では、昔ながらの町並みの面影が感じられる意匠とする。

・中山道沿道には、旧街道の面影を感じる建物が比較的多く立地しており、こうしたなかに異なる様式の建築物が混在すると違和感をあたえます。そのため、建築物は昔ながらの町並みの面影が感じられる意匠とし、連続性のある景観を形成していきましょう。

◇昔ながらの町並みの面影が感じられる意匠の建築物

- ・中山道沿道には、木材を使用した典型的な日本建築の在来工法によるもの、漆喰や焼き板を用いた壁面の 仕上げ、和瓦の瓦葺きなど、旧街道の面影を感じる建築物が比較的多く立地しています。
- こうした地区特性を伸ばし、良好な景観を形成していくため、これらの建築物と類似した意匠としましょう。





漆喰壁と焼き板壁



入母屋屋根(和瓦)



切妻屋根(和瓦)

4 色彩

■ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図る。

- "けばけばしい色彩"は、違和感をあたえ、浮きだしてしまう恐れがあるため、これを避けましょう。
- "けばけばしい色彩"とは、色相自体にもその印象をあたえるもの(例えば、むらさき、ピンク等)があり、また彩度や明度が極端に高いものもこれに含まれます。
- ・落ち着いた景観を形成していくため、外壁は鮮やかなものや暗いもの、屋根は、鮮やかなものを避けましょう。外壁等に屋外広告物を設置する場合は、周辺景観に違和感をあたえるけばけばしい色彩を大部分で使用することは避けましょう。
- ・中山道沿道には、旧街道の面影を感じる落ち着いた色彩の建築物が比較的多く立地していますので、けばけばしい色彩とせず、無彩色(白、黒、グレー)または茶系のより落ち着いた色彩とし、周辺景観や敷地内の状況との調和を図りましょう。
- ・中山道沿道でみられる焼き板などの自然素材のものは、色彩基準に適合しないものもありますが、良好な景観の形成に寄与するものなので積極的に用いましょう。

◇区域全体(中山道沿道を除く)の店舗等が集積する区域の建築物の色彩

・店舗等が集積する区域は、土地利用上、活力のある景観が求められる区域です。活力のある景観を形成するうえで色彩の担う役割は大きいことから、周辺景観との調和に配慮しながら効果的に使用しましょう。

◇中山道沿道の建築物の色彩

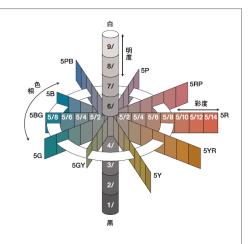
- ・中山道沿道には、比較的落ち着いた色彩を用いた建築物が多く立地し、鮮やかな色彩の建築物はほとんど 立地していません。そのため、より落ち着いた色彩とし、良好な町並みを形成しましょう。
- ・中山道沿道に立地する建物には、焼き板壁を用いたものが多くなっており、これらの色は暗く色彩の基準には適合しませんが、中山道を代表する仕上げであることから積極的に用いましょう。

【参考】色彩について

景観計画等では、色彩を客観的に表すために、日本工業 規格(JIS)でも採用されているマンセル表色系を採用し ます。

マンセル表色系では、有彩色は「色相 明度/彩度」で表現し、例えば10YR 8.5/1.5のように示します。無彩色は「明度」のみ表現し、例えばN4.0のように示します。

色相(いろあい): 1 O種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、 青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP)とその度合いを示す 1 ~ 1 Oまでの数字を組み合わせて表します。



明度(あかるさ): あかるさの度合いを $0\sim1$ 0までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

彩度(あざやかさ):あざやかさの度合いを0~14程度までの数値で表します。鈍い色ほど数値が小さく、 鮮やかな色ほど数値が大きくなります。

白、黒、グレーの無彩色の彩度は〇になります。

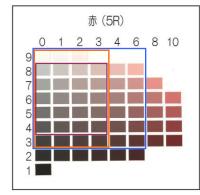
■ 外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。

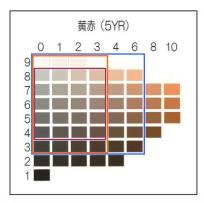
類型	色相	明度	彩度
区域全体(中山道沿	0.1R ~10G	3以上	6以下
道を除く)	0.1BG~10RP	3 以上	3以下
	無彩色	3以上	_
中山道沿道	0.1R ~10G	3以上	3以下
	0.1BG~10RP	3以上	3以下
	無彩色	3以上	_

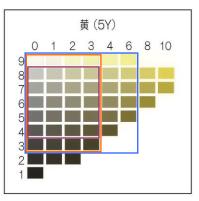
- ※色彩については、マンセル表色系(JISZ8721)で表示。
- ※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。
- ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。
- ・ 基調色は、積極的に推奨色を用いましょう。
- 屋根の基調色は、彩度の上限値のみ適用されて、明度の基準は適用しません。積極的に日本 瓦の黒、グレー、茶などを採用しましょう。
- ・使用する面積の割合によって、基調色、副基調色、強調色に区分します。
 - ※強調色とは基調色で規定されている色彩以外の色彩の使用可能範囲を指します。一面あたり5%以下に限って使用することができます。

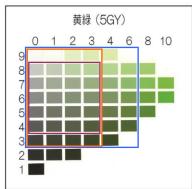
分 類	内 容	面積	
基調色	最も大きな面積を占めます。 基調色の色が街並みに大きく影響します。	70%	基調色
強調色	小さな面積に用いて全体を引き締めます。 強調色を用いることで、単調な配色に変化や 動きを与えることができます。	5%	強調色 2000000000000000000000000000000000000
副基調色	基調色と強調色の間を調和させます。 基調色を引き立て、安定させます。	25%	副基調色

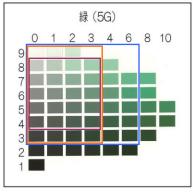
【基調色の基準】

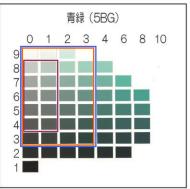


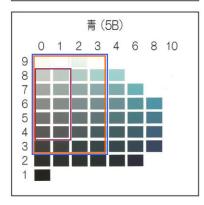


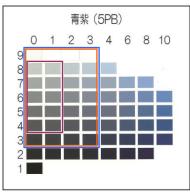


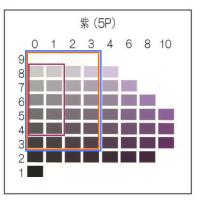


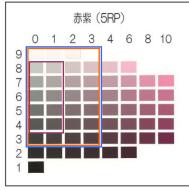












※ 縦軸:明度横軸:彩度

景観形成基準(区域全体(中山道沿道を除く))

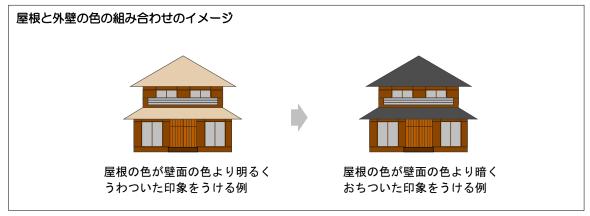
景観形成基準(中山道沿道)

推奨色(区域全体(中山道沿道を除く)の店舗等が集積

する区域を除く)

■ 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮する。

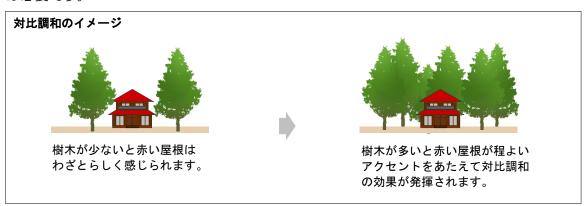
- ・色は面積や組み合わせを変えることで、印象が大きく変わります。
- ・複数の色を使用する場合は、屋根と外壁、および、外壁の基調色、副基調色、強調色のバランスや組み合わせについてよく検討することが必要です。
- 例えば、屋根に明るい色を外壁に暗い色を使用した場合には、うわついた印象をあたえることがあります。



- ・建築物相互においても、背後に明色の大きな建築物、その前に暗色の小さな建築物があるような場合は、小さな建築物はより小さく圧迫された印象を受けることがあるため、建築物の各部分の配色のみならず、周辺の全体的な色彩とのバランスも考慮することが望ましいと考えられます。
- ・また、色彩には、面積が大きくなると実際の色より明度、彩度が高く見えることがあること にも留意が必要です。

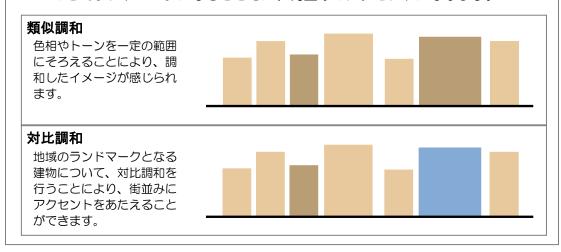
■ 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう 十分考慮する。

- ・良好な景観形成を図る上で、対比調和を行う場合は、単に色相間の問題だけではなく背景となる色彩の色調(明度や彩度)や規模に大きく左右されるため、小規模な背景の場合には調和しないこともあります。
- したがって、対比調和は、大規模な背景のなかのアクセントと考えることが適切です。それにより、背景は一層ひきたちます。また、背景があるからこそアクセントになるという考えが必要です。



【調和とは】

- ・色を組み合わせる方法には、大きく分けて「類似調和」と「対比調和」があります。
- 「類似調和」は、色相や明度、彩度を近似した一定の範囲にそろえることで、統一感のある印象をあたえることができます。特に「基調色」については「類似調和」とし、周辺の色彩と調和するように配慮することが必要です。
- 「対比調和」は、色相や明度、彩度を周辺と差の大きなものとすることで、強調 した印象をあたえることができます。こうした効果は、公共施設などで使用する ことでランドマークになるとともに、街並みのアクセントになります。



⑤ 素材

■ 周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用する。

・良好な景観を長期間にわたって維持していくため、外装材は風雨や日照等の影響により腐食 や退色等を起こさないものを用いましょう。

耐久性ある素材	耐久性のない素材		
・石材	・トタン(亜鉛めっき鋼板)で錆		
・タイル	びやすいもの		
・硬質の木材 など	ベニヤ板ではがれやすいもの		

■ 冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避ける。

・土壁や板壁、日本瓦や土、木といった柔らかさや暖かさを持つ素材が使用されているなかで、 アルミやガラスといった反射光や冷たさを感じさせる素材を大量に使用すると、周辺の落ち 着いた雰囲気から際立った印象をあたえることがあります。

■ 自然素材もしくはこれに類するものを用いる。

 中山道沿道は自然素材を用いた建築物が多く立地していますので、景観に一貫性をもたせる ため、できるだけ自然素材を使用しましょう。自然素材のものを使用することが難しい場合 は、同様の素材感を有するものを用いましょう。これも難しい場合は、建物の周囲を緑化す るようにしましょう。

自然素材

- 木材
- 漆喰
- ・いぶし和瓦 など

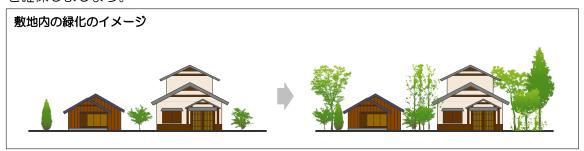
■ 周辺の建築物と同様の素材を用いる。

- 入母屋や切妻形態の勾配屋根に、瓦、漆喰壁、板壁といった古くからの建築様式や素材の建築物で形成された集落等は独特の落ち着いた雰囲気があり、人の心に安らぎをあたえてくれる風景となっています。
- 区域全体において、周辺にこのような建築物が立地している地区では、景観のまとまりをもたせるため、周辺の建築物と異なる意匠や素材をできるだけ避け、周辺の建築物と同様の素材やそれらを模したものを使用するようにしましょう。

⑥ 敷地の緑化措置、樹木等の保全措置

■ 敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講ずる。

・緑は建築物等を飾り、引き立たせ、また、それによって周辺の景観とのつながりを持たせる とともに人工物と人工物の間のクッションの役目を果たし、四季おりおりに変化することと あいまって景観に潤いをあたえます。そのため、建築物等の敷地にはできるだけ多くの緑量 を確保しましょう。



■ 道路から後退してできる空地には、特に中高木や生垣による緑化に努める。

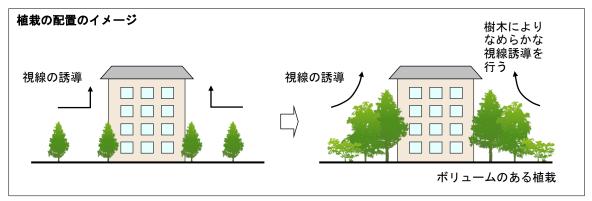
• 樹木を立体的に活用し、道路に緑の潤いをあたえることに併せて、遮へいを図るため、中高 木や生垣による緑化に努めましょう。

■ 建築物が周辺景観と融和するよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行う。

- ・建築物等の敷地の緑化は、建築物等が持つ個々の美しさが、その樹木によって助長され、さらにひきたてられることにもなります。
- ・樹木の配置については、建築物の人工的なエッジラインを緩衝させる位置に植栽するように 努めましょう。
- ・樹種については、敷地内の修景と併せて、周辺の景観との調和が得られるよう、建築物の高さに見合う樹高となる樹種や、建築物等のボリュームに見合う樹冠となる樹種とともに、季節による景観の変化に配慮した植裁を行いましょう。

■ 大規模建築物にあっては、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を 考慮する。

- ・大規模建築物は、周囲が広大な田園や低層の建築物のなかにあっては、平面的な広がりと建築物の立体的な伸びとの融和が得られず、突出感や威圧感をあたえてしまいます。
- ・突出した印象をあたえる大規模建築物については、視線誘導を滑らかにするため、その高さを考慮した高木を建築物の周囲に植栽するとともに、建築物から遠ざかるに従って低い樹木を植裁するようにしましょう。



■ 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種と する。

- 樹木は、気候条件や土壌条件によって成育が左右されるものであり、これらに適合しなければ枯死する可能性があります。
- ・その地域の自然条件に最も適した植物が一般に長年にわたり安定的に成育し、その地域の景観を特色づけています。そのため、建設地の周囲を十分調査し、その地域の自然植生を目安とした樹種を選定しましょう。
- ・また、それぞれの樹木の樹型(円筒型、円錘型、球型、円蓋型、卵型、盃型等)、樹高、樹性(陰陽性、耐寒性、移植難易度等)に考慮してバランスのとれた植栽を行いましょう。
- **◇自然植生とは**:その地域の土地の環境の下に、古くから成立している植生のことです。

■ 敷地内に生育する樹姿または樹勢が優れた樹木を修景に生かす。

- これまでに形成されてきた景観を維持するため敷地内に育成するまとまった樹木は極力残しましょう。
- ・ 樹姿等が優れた樹木についても、そのままの位置に残したまま修景に活用することが望ましいですが、そのまま残すことが難しい場合は、移植を行い修景に生かしましょう。